

VII 整備

第1節 整備の基本方針

本庭園は各時代の所有者によって維持されてきた庭園であり、それを適切に保存し、後世へ継承するとともに、庭園の歴史的・文化的価値や魅力が明確に伝わるよう公開活用を行う。

そのための整備としては、本質的価値を保存し顕在化することを目的とした「保存のための整備」と庭園への理解を深めることを目的とした「公開活用のための整備」を行い、庭園の保存管理や活用に必要な施設の整備についても併せて実施する。整備については、史料調査及び発掘調査により指標とする川上氏所有時代の姿や修理履歴について検証を進めた上で、学識経験者など各分野の専門家の指導を得て、その成果に基づく庭園の空間性の回復や環境保全などを行う。

以下に整備の基本方針を示す。

保存のための整備

保存のための整備は、庭園の持つ重層的な歴史性や立地環境と独自性のある景観などを保存し、顕在化するために行うものとし、遺構の保存と空間性の回復を図る。

城下町の庭園文化の中核として、関連する庭園の調査を進め一体的な保存を図る。

公開活用のための整備

公開活用のための整備は庭園の価値を損なわない範囲で、必要性や優先度を見極め、本質的価値への理解が深められるよう、庭園の理解を補うための説明板・ガイダンス機能の整備や防災・防犯設備の整備、来園者の安全を確保し、利用を促進するための整備を行う。

第2節 整備の方法

整備の基本方針に基づき、「保存のための整備」と「公開活用のための整備」については、各構成要素の整備方法として以下に示す。

第1項 名勝指定範囲内

(1) 保存のための整備

A. 本質的価値を構成する要素

【地形・地割】

- ・地割修復：飛石や石組への堆積土を除去し地割を明瞭にする。
- ・整地：地面の掘り返しや雨水の表面排水、滞水などによる表土流出箇所は表土を補充する。

【石・石組】

- ・不陸調整：飛石や石段の不陸による危険箇所は根の侵入や土の流入を除去して据え直し歩行性を改善する。
- ・裏込め補充：護岸石組の裏に水が回っている箇所は傷みの進行を防ぐため、調査・検討の上、裏込めを補充する。
- ・玉石敷洲浜の修復：玉石が不足している箇所は同形・同質・同色の石材を検証の上、補充する。
- ・石材の劣化補修：巨岩や石組、景石の割れや剥離は経過観察を行い、必要に応じて専門家の指導を得て、専門的処置などを検討する。
- ・護岸石組の修復：樹木の根による圧迫は経過観察を行い、写真記録を残し対処を協議する。

【水系】

- ・水系調査：園池の排水口や排水路が不明であり、台風や大雨時にはオーバーフローすることから、庭園や建造物などへの被害が生じた際に早急に対応できるよう継続して維持管理における観察及び調査を行い、状況に応じて整備を検討する。
- ・園池の浚渫：質、水位を適切に保つため定期的な浚渫を行い、会所の堆積土も除去する。

【植栽・植生】

- ・眺望の確保：樹木の成長により巨岩を活かした石組の主景や園外の眺望景観を阻害する場合には、支障木の伐採や切下げを行うことで眺望を確保する。
- ・植栽の安全対策や整枝剪定：台風時などの強風による倒木・落枝を防ぐため、適切な透かし剪定を行う。また、山林部は曲田山の稜線や岩盤を見せるよう過密化した中高木の枝下ろしや整枝剪定を行う。
- ・健全な生育環境の保全：山林部の林床や林相など健全な生育環境を保全するための整枝剪定や必要に応じて補植を行う。
また、山林部では令和3年度にナラ枯れの被害が確認されており、病害虫の発生や樹勢の低下などが見られた場合は、消毒や状況に応じて樹木医などによる樹勢回復処置、あるいは伐採など対処を検討する。
- ・竹林整備：主庭入口周辺の竹林は庭園景観に配慮して、過密とならないよう定期的に間伐を行い、建造物に支障が出ないよう適宜伐採する。
- ・後継樹の補植：枯損木については、植栽景観を検証した上で補植について検討する。

【構造物】

- ・土塀の修復：瓦の崩落箇所を修復し、土壁部分も同じ材料・工法で補修する。
- ・構造物の劣化補修：井戸や門柱などの傷みが進行した場合は、同じ材料・色彩で補修する。
- ・石造物の修復：割れや風化は経過観察を行い、進行して原状に復することが困難にならないよう、専門家の指導を得て石材の専門的処置を検討する。傾倒が大きく据え直しが必要となった場合は、修理記録を作成した上で解体し、据付け構造を確認の上修復する。

【建造物】

- ・書院建築の修復：川上氏所有時代に建築された玄関棟・書院棟の修復については、優先的に検討する。特に、屋根については雨漏りが生じている箇所があり、葺き替え修理が必要である。

【地下遺構】

- ・洋館跡の発掘調査：建造物遺構の規模を明確にするためには、埋没した礎石や縁石など必要最小限の発掘調査を実施することについて検討する。
- ・近世遺構の発掘調査：稲田氏西荘時代及び益習館時代の庭園や建造物については、その規模と位置を検証し、遺構推定位置の発掘調査を実施することについて検討する。

(2) 公開活用のための整備

A. 本質的価値を構成する要素

【理解を深めるための整備】

- ・発掘調査により地下遺構が検出された場合は、専門家の指導を仰ぎ、関係機関と協議の上調査成果を検証し、遺構の保存・展示手法について検討する。

B. 本質的価値と密接に関わる要素

【管理施設などの整備】

- ・庭園の変遷の中で付加された要素である新玄関棟は、公開活用に伴う設備などを保管する管理棟として利用できるよう補修を行い整備する。

C. 庭園の活用・管理運営に資する要素

【保存施設などの整備】

- ・イノブタ・シカなどの侵入を防ぐ対策を検討し、必要な場合は獣害防止柵を設置する。

【便益施設などの整備】

- ・トイレ・受付などは今後の活用・管理を見据えて書院建築内への設置も含めて検討し整備する。

【活用施設などの整備】

- ・書院建築は学習や交流の場としても利活用するために修復及び必要設備を整備し、内部にガイダンス機能を設けることで、庭園の空間構成や眺望景観への理解を深める。
- ・説明板などは来園者の理解を促進するため、新たな知見が得られた場合は記載内容を見直し適宜改修・新設する。
- ・下屋敷筋からのアクセスを分かりやすくするため、看板設置を検討する。サイン計画は景観に配慮し全体的な意匠統一を図り、WEB やデジタル活用も含めた多言語対応を検討する。
- ・受付や板塀の見直しに合わせて主庭入口の位置、入園経路について検討する。
- ・円滑な誘導や公開範囲の区分が必要な箇所は、誘導板、侵入防止柵の設置を検討する。

【管理施設などの整備】

- ・洋館資材の保管は敷地外を含め管理倉庫の確保を検討するとともに、資材活用についても検討する。

【防災・防犯上必要な施設の整備】

- ・想定される災害に備え、書院建築には必要に応じて防災・防犯のための設備を整備する。
- ・書院建築を安全に公開にするために、耐震補強などを検討し安全性を確保する。
- ・台風や豪雨を考慮した敷地全体の排水計画を検討し、整備を検討する。

【そのほかの施設の整備】

- ・平日の一般公開に向けて専用駐車場確保のため、場所も含め、その整備を検討する。

- ・敷地を区画する構造物（塀など）の新設・改修は風致景観に配慮した材料・意匠・構造とし、今後の活用・管理運営を踏まえた整備を行う。
- ・旧小屋や民家跡地の階段（モルタル舗装）・門・塀は将来的な取扱いを検討する。

第2項 名勝指定範囲外

(1) 保存のための整備

A. 本質的価値を構成する要素

【眺望景観】

- ・曲田山、三熊山はそれぞれ風致地区に指定されており、景観対策が図られているが、下屋敷筋など旧城下町は条例などによる景観保全が担保されていない。よって、周辺住民や関係機関と協議の上、景観を保全する方針を検討する必要がある。

B. 本質的価値と密接に関わる要素

【地下遺構】

- ・隣地などの川上氏の旧所有地は本質的価値と密接に関わる要素として将来的な公有化を目指し、一体的な保存を図る。

(2) 公開活用のための整備

C. 庭園の活用・管理運営に資する要素

【活用施設などの整備】

- ・案内板や看板については経年劣化や破損の状況に応じて改修を行う。また、駐車場整備などに併せて堀端筋からのアクセスを分かりやすくするための案内板も検討する。さらに、サインの整理を行い、隣接する旧風月旅館中庭跡・公民館に設置している看板も見直す。